

教育職員免許状、学校図書館司書教諭及び博物館学芸員 資格の取得のための科目等履修生規程

第1条 学則第62条第2項に基づき教育職員免許状、学校図書館司書教諭及び博物館学芸員資格の取得のための科目等履修生については、この規程の定めるところによる。

第2条 教育職員免許状取得のための科目等履修資格は本学卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者、本学が正規の課程として認定を受けている教科の教育職員免許状の取得を希望する者、または教職課程委員会が認めた者とする。ただし、取得できる免許状は原則として1教科に限る。

2 学校図書館司書教諭資格の取得のための科目等履修資格は本学卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者で、学校図書館司書教諭資格の取得を希望する者、または教職課程委員会が認めた者とする。

3 博物館学芸員資格の取得のための科目等履修資格は本学卒業生、本学大学院在学者、本学大学院修了者で、博物館学芸員資格の取得を希望する者、または教職課程委員会が認めた者とする。

第3条 履修希望者は別に定める手続を行い、選考を受けなければならない。

第4条 科目等履修生の修学期間は原則として1学期間とする。ただし、通年科目については春学期から2学期間とする。

第5条 教育職員免許状取得のための科目等履修生が履修できる科目は、教育職員免許状の取得のために必要な科目とする。ただし、学部の定めた特定の授業科目は聴講できない。

2 「教育実習」の履修には別に定める先修条件をみたさなければならない。

3 学校図書館司書教諭資格の取得のための科目等履修生が履修できる科目は学校図書館司書教諭資格の取得のために必要な科目とする。

4 博物館学芸員資格の取得のための科目等履修生が履修できる科目は博物館学芸員資格の取得のために必要な科目とする。

第6条 履修を許可された者は所定の期間内に受講料を納めなければならない。

2 期間内に受講料を納付しない場合、履修の許可を取り消す。

3 受講料及び検定料に関しては別にこれを定める。

第7条 科目等履修生はその履修した授業科目の試験を受けることができる。

2 試験に合格した授業科目については単位を与え、願い出があれば単位修得証明書を交付する。

第8条 科目等履修生の身分を証明するものとして科目等履修生証を交付する。

第9条 この規程の改廃は、教職課程委員会の議を経て大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、1976年（昭和51年）4月1日から施行する。

略

14 この規程は、「教育職員免許状及び博物館学芸員資格の取得のための科目等履修生規程」から「教育職員免許状、学校図書館司書教諭及び博物館学芸員資格の取得のための科目等履修生規程」に名称を変更し、2006年（平成18年）4月1日から改正施行する。

略

18 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

現代日本プログラム科目等履修生に関する規程

第1条 学則第62条に基づく現代日本プログラム科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）については、この規程に定めるところによる。

第2条 科目等履修生となることの資格は、外国人で原則として外国における学校教育の12年の課程を修了した者以上とする。

第3条 科目等履修生を希望する者は、国際教育・協力センターに申し出て、国際連携委員会で選考の上、履修科目と関連のあるいずれかの学部教授会の承認を経て、当該学部にも所属する。

第4条 履修期間は、当該プログラムの学期間とする。

第5条 履修できる授業科目は、1学期間に5科目以内とする。

第6条 科目等履修生として許可された者は、1週間以内に受講料を納めなければならない。

- 2 期間内に受講料を納付しない場合、科目等履修生の許可を取り消す。
- 3 受講料及び検定料に関しては別にこれを定める。ただし、本学と交流関係にある大学の推薦がある場合は、検定料を免除する。

第7条 科目等履修生はその履修した授業科目の試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した授業科目については単位を与え、願い出があれば成績証明書を交付する。

第8条 科目等履修生の身分を証明するために現代日本プログラム科目等履修生証を交付する。

第9条 この規程の改廃は、国際連携委員会の議を経て大学評議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1987年（昭和62年）4月1日から施行する。

略

- 11 この規程は、「日本・東アジア研究プログラム科目等履修生に関する規程」から「現代日本プログラム科目等履修生に関する規程」と名称を改め、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。ただし、2016年度秋学期から適用する。

交換学生に関する規程

第1条 学則第63条に定める交換学生の取扱いは、すべてこの規程に定めるところによる。

第2条 本学と外国の大学との協定内容は、次の各号を含むものとする。

- 1 協定期間
- 2 学生交換の条件
- 3 履修可能な授業科目の範囲
- 4 交換学生の定員
- 5 授業料の金額及び納付方法
- 6 生活費及び奨学金給付の有無
- 7 その他

第3条 交換学生は本学において専攻しようとする分野に最も関連のある学部にも所属させるものとする。

第4条 交換学生の入学時期は、特別の事情のある場合を除き、毎年4月又は9月とする。

第5条 交換学生の在学期間は、原則として1学期間または2学期間とする。

第6条 交換学生は、現代日本プログラムの授業科目及び学部の開講する授業科目を履修することができる。

第7条 交換学生は履修した授業科目の試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した授業科目については、単位修得証明書を交付する。

第8条 交換学生の学費その他については、当該大学との学生交換に関する協定において定める。

第9条 この規程の改廃は、国際連携委員会及び大学評議会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、1979年（昭和54年）9月1日から施行する。

略

- 10 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。ただし、2016年度秋学期から適用する。